

平成24年度決算における健全化判断比率等について

大阪府大東市

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、「財政健全化法」という。）の規定による平成24年度決算における健全化判断比率等については以下のとおりです。

1. 財政健全化法第3条に基づく健全化判断比率について

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.23)	— (17.23)	1.9 (25.0)	10.9 (350.0)

※（ ）内は本市における早期健全化基準である。なお、表中「—」は実質赤字比率または連結実質赤字比率がない場合および実質公債費比率または将来負担比率が算定されない場合である。

2. 財政健全化法第22条に基づく資金不足比率について

会計名	資金不足比率 (%)	備考
下水道事業 特別会計	—	財政健全化法施行令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
水道事業会計	—	財政健全化法施行令第17条第1号の規定により事業の規模を算定

※表中「—」は資金不足比率がない場合である。